（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人（東北厚生局及び東海北陸厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　（略）

二　（略）

三　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　（略）

２～９　（略）

（薬事監視専門官）

第七百二十四条　（略）

２　医事課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第八号から第十三号までに掲げる事務を、薬事監視指導課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条の二各号に掲げる事務を行う。

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官三人

２～４　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

密輸対策課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

情報管理分析課（関東信越厚生局に限る。）

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官、上席生活保護監査官及び生活保護監査官、障害福祉サービス業務検査官並びに自立支援指導官）

第七百二十二条　健康福祉課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人（東海北陸厚生局にあっては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

チ　（略）

二　（略）

三　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　障害福祉サービス業務検査官一人

チ　（略）

２～９　（略）

（薬事監視専門官）

第七百二十四条　（略）

２　医事課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務を、薬事監視指導課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条の二各号に掲げる事務を行う。

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　（略）

二　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官四人

２～４　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　麻薬取締部に、次に掲げる課を置く。

調査総務課

捜査第一課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査第二課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

特別捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

捜査課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）

密輸対策課（関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）

国際情報課（関東信越厚生局に限る。）

鑑定課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。）

情報管理分析課（関東信越厚生局に限る。）